

# 第4次地域管理経営計画書

## 第4次国有林野施業実施計画書

(円山川森林計画区)

計画期間  $\left( \begin{array}{l} \text{自 平成22年4月 1日} \\ \text{至 平成27年3月31日} \end{array} \right)$

近畿中国森林管理局

## 策 定 担 当 者

計 画 課 長	山 口 輝 文	
流 域 管 理 指 導 官	竹 井 正 治	
課 長 補 佐	坪 木 直 文	
企 画 官	元 山 英 樹	
森 林 施 業 調 整 官	柴 田 隆 文	
企 画 係 長	植 田 修 司	平成 21 年 8 月 31 日まで
企 画 係 長	高 井 和 巳	平成 21 年 9 月 1 日から
経 営 計 画 第 一 係 長	藤 井 正 好	

# 第4次地域管理経営計画書

## 目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	3
(3) 流域管理システムの推進に必要な事項	5
(4) 主要事業の実施に関する事項	6
(5) その他必要な事項	7
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	8
(1) 巡視に関する事項	8
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	8
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	9
(4) その他必要な事項	10
3 林産物の供給に関する事項	11
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	11
(2) その他必要な事項	11
4 国有林野の活用に関する事項	12
(1) 国有林野の活用の推進方針	12
(2) 国有林野の活用の具体的手法	13
(3) その他必要な事項	13
5 国民の参加による森林の整備に関する事項	13
(1) 国民参加の森林に関する事項	13
(2) 分収林に関する事項	14
(3) その他必要な事項	14
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	14
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	14
(2) 地域の振興に関する事項	15
(3) その他必要な事項	15

## はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの考え方の下に平成10年度から抜本的な改革に取り組み、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきました。

また、森林及び林業を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、平成18年9月には「森林・林業基本計画」、平成20年12月には「国有林野の管理経営に関する基本計画」が策定されたところです。

本計画は、これらを踏まえ、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国民の皆さんから意見を頂いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにした、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの計画期間とする計画です。

今後、この計画に基づいて国民の皆さんの理解と協力を得ながら、円山川森林計画区における国有林野の管理経営を行います。

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

当森林管理局管内の国有林野は、奥地脊梁地帯から中山間、都市近郊に広く分布しており、それぞれの国有林野のおかれた自然的・社会経済的特性を反映し、多様な機能を発揮してきました。

一方、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化しています。

このような中、国有林野事業では林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」実現に向けた取組を推進していくため、以下の方針を基本として国有林野の持続的な管理経営に努めます。

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

#### ア 対象とする国有林野

本計画の対象は、円山川森林計画区に所在する国有林野4,291haであり、兵庫県北部に位置する鳥取県境沿いの脊梁付近と、県東部の京都府との県境付近に散在しています。

計画区森林総面積に占める国有林野の割合は約2%と低いものの、水源かん養保安林が93%を占め、下流域への水源地帯として重要な役割を担っています。また、兵庫県北西部の国有林野の一部は氷ノ山後山那岐山国定公園に指定され、優れた森林景観に恵まれていることから、登山など森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用されています。

計画区内の国有林野面積(林地)の人工林は40%を占め、人工林の樹種別ではスギ、ヒノキが77%を占めています。また、60%を占める天然林は氷ノ山等に分布しており、ブナが30%占めています。

イ 主要施策に関する実績

前計画（計画期間 平成17年4月1日～平成22年3月31日）の主な計画と実績は次のとおりです。

(ア) 伐採量

(単位：材積 千m<sup>3</sup>、実施率 %)

主 伐			間 伐			計		
計 画	実 行	実施率	計 画	実 行	実施率	計 画	実 行	実施率
—	—	—	33 (492ha)	57 (433ha)	173	33	57	173

注：臨時伐採量は含まない。

(イ) 更新量

該当ありません。

(ロ) 林道の開設又は改良の数量

該当ありません。

(エ) 保護林・緑の回廊

(単位：面積 ha、延長 km)

	前計画期首	前計画期末
保 護 林	249	249

	前計画期首(H18年度変更)		前計画期末	
	面積	延長	面積	延長
緑の回廊	1,122	10	1,119	10

ウ 取扱いの基本的な考え方

国有林野の管理経営に当たっては、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合を図りつつ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって次表のとおり類型化し、それぞれの機能区分ごとに適切な管理経営を行います。森林の取扱いに当たっては、公益林を中心に、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮します。

また、平成18年9月に策定された新たな「森林・林業基本計画」を踏まえ、50年サイクルの森林づくりだけでなく、地域の特色やニーズに応じ、資源を利用しながら広葉樹林化や長伐期化等の多様な森林づくりを推進し、「100年先を見通した森林づくり」を目指します。

機能類型	対象とする森林
水土保全林	土砂流出・崩壊の防備、水源のかん養等安全で快適な国民生活の確保を第一の目的として管理経営すべき森林
森林と人との共生林	原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全、国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを第一の目的として管理経営すべき森林
資源の循環利用林	環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを第一の目的として管理経営すべき森林

本計画区の機能類型別面積は次表のとおりです。下流地域の水源や、保健休養の場となる森林など、「水土保全林」及び「森林と人との共生林」が100%を占めています。

機能類型別の森林の面積

(単位：面積 ha、比率 %)

区分	水土保全林	森林と人との共生林	資源の循環利用林	合計
面積	3,478	800	13	4,291
比率	81	19	0	100

## (2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

森林の持つ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、機能類型に応じた国有林野の管理経営を推進します。

### ア 「水土保全林」に関する事項

「水土保全林」においては、山地災害防止機能、水源かん養機能等の水土保全に必要な森林の健全性の維持増進を図るため、樹根や表土の保全、下層植生の発達が期待される複層林の造成、伐期の長期化、針広混交林への誘導の推進を図るほか、適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、治山施設の計画的な配置に努めます。

「水土保全林」は、国土保全タイプと水源かん養タイプに分けて取り扱います。

#### (ア) 国土保全タイプ

山地災害の恐れのある森林や、気象害等による居住・産業活動に対する環境悪化を防備する働きが期待される森林等を対象として、災害防止機能等を発揮させるため、根系が深くかつ広く発達し、下層植生を含む複数の層を有する多様な樹種で構成される森林であり、目的とする機能に応じて、気象害等に対して抵抗性の強い樹種で構成される森林や必要に応じて土砂流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林に誘導することを目標とします。

森林の整備に当たっては、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、適切な間伐、針広混交林への誘導を目的とした育成複層林等を図り、健

全な林分の育成に努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

(イ) 水源かん養タイプ

円山川の水源地帯など水源かん養機能の維持向上が重要な国有林野を対象として、洪水や渇水の緩和、水質保全等水源かん養機能を発揮させるため、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有し、深根性・浅根性等の様々な樹種・樹齢の樹木がバランスよく配置された下層植生の豊かな森林であり、林木の成長が旺盛な高蓄積の森林を目標とします。

森林の整備に当たっては、浸透保水能力の高い森林土壌の維持、根系や下層植生の発達を促すための適切な間伐、針広混交林への誘導等を目的とした育成複層林施業及び長伐期施業の推進等を図り、健全な林分の育成に努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

「水土保持林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面 積	1,146	2,332	3,478

イ 「森林と人との共生林」に関する事項

「森林と人との共生林」においては、地域の自然環境を代表する森林や貴重な動植物の生息・生育地の保存のために設定した保護林等の適切な保全管理に努めます。

また、レクリエーションの森をはじめ、登山、自然観察、スキー等への利用など保健文化機能を増進させる必要のある森林については、多様な樹種・林相からなる森林の維持・造成に努めるとともに、地元自治体等との連携・協力や民間の活力を活かした施設の整備、森林を利用した諸活動のフィールドとしての提供など適正な利用を推進します。

「森林と人との共生林」は、自然維持タイプと森林空間利用タイプに分けて取り扱います。

(ア) 自然維持タイプ

原生的な森林生態系等学術的に貴重な森林、あるいは地域を代表する自然環境を形成する国有林野を対象として、原則として自然の推移に委ねることとして、野生動植物の生息・生育環境の保全等に配慮した管理経営を行います。

特に、原生的な森林生態系からなる森林や学術的に貴重な野生動植物の生育・生息に資するために必要な森林、遺伝資源保存に必要な森林等は、引き続き保護林として設定します。

また、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないために、関係者等と連携しながら利用者に対し適正利用に向けた指導等を行います。

なお、具体的には、別紙「管理経営の指針」に基づいて取り扱います。

(イ) 森林空間利用タイプ

景観の維持が重要な森林や都市近郊林等国民の保健・文化・教育的利用の場として期待の大きい国有林野を対象として、多様な樹種で構成され、周辺の景観等と一体となった自



然美を有する森林や必要に応じて、保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林に誘導することを目標とし、それぞれの国有林野の現況や利用の形態に応じた管理経営に努めます。

具体的には、育成複層林施業の積極的な導入により針広混交林の造成を図るなど、景観の向上に配慮した施業を行うこととし、必要に応じて遊歩道等の施設を整備します。

また、国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野をレクリエーションの森として選定し、広く国民の利用に提供します。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

「森林と人との共生林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ <sup>°</sup>	うち保護林	森林空間利用タイプ <sup>°</sup>	うちレクリエーションの森	計
面 積	253	253	547	546	800

本計画においては、ブナを主体とする高齢級天然林を保全保護すべき森林として既設保護林を約4ha拡充しました。

#### ウ 「資源の循環利用林」に関する事項

「資源の循環利用林」においては、森林の健全性を確保し、木材の需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、多様化する木材需要に応じた林木を育成するための適切な更新、保育及び間伐等を推進することにより木材資源の充実に努めます。

具体的には、分収林契約等を行っている国有林野を対象として、林木の成長が旺盛で必要に応じて林業生産基盤が整備されている森林に誘導することを目標とします。

このため、渇水緩和や土砂崩壊防止等の公益的機能の維持増進や、二酸化炭素の吸収・固定機能の高度発揮にも配慮しつつ、効率的な木材生産を行うよう努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

「資源の循環利用林」の面積の内訳

(単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他の産業活動の対象	計
面 積	13	—	13

### (3) 流域管理システムの推進に必要な事項

森林の整備等を着実かつ適切に進めていくためには、流域（森林計画区）を単位として、民有林と国有林が連携して森林整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、森林計画等の策定のための意見調整、林業事業者の育成等について民有林関係者等

と連携して推進することが重要です。

このため、森林計画の策定及び同計画に基づく各種事業の実施に当たっては、流域森林・林業活性化協議会等の場を通じて、民有林関係者等との連携を強化するとともに、流域管理システムの推進に向けて「流域管理推進アクションプログラム」\*等の着実な実施に努めます。

具体的には、

- ① 伐採予定等の管理経営に関する情報の提供やシステム販売を含めた素材の安定供給体制の整備による計画的な木材供給の推進
- ② 森林施業の共通化、低コスト作業システムの導入促進、民有林と連携した素材の安定供給を図るための共同施業団地の設定、森林整備の効率化の推進
- ③ 緑の雇用担い手対策の研修や路網と高性能林業機械を組合せた低コスト路網生産システムの技術習得のためのフィールドの提供、低コスト路網生産システムや針広混交林への誘導等に関する施業検討会の開催による林業技術の普及・啓発、計画的な事業の発注等による林業事業体の育成
- ④ 民有林と国有林が連携した森林保全事業（治山工事、保安林整備等）の実施、地域住民への防災情報等の発信、治山技術の普及・啓発
- ⑤ 針広混交林化、広葉樹林化等の森林整備の実施及び鳥獣被害対策の実施、生物多様性保全のためのモニタリングの実施
- ⑥ 教育機関、地元ボランティア、森林インストラクター等と連携した森林環境教育等の実施による上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報や林業体験活動の場の提供等に取り組みます。

※流域管理推進アクションプログラム

流域管理システムの一層の推進を図るため、国有林野事業が流域ごとに先導的・積極的に取り組む3カ年の行動計画として平成13年度から作成。

#### (4) 主要事業の実施に関する事項

##### ア 基本的な考え方

森林の整備に当たっては、各タイプ毎に目標とする森林への誘導に必要な森林施業を的確に実施します。

主伐については、今後、高齢級のスギ、ヒノキ人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用を考慮して、主伐時期の多様化及び長期化を図ります。

更新については、近年、ニホンジカ等による造林木への被害が拡大していることから、必要に応じて、防護柵の設置などの被害対策を的確に実施し、確実な更新を図ります。

間伐や保育については、健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導を図るため、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意しながら、適切に実施します。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみではなく、適切な保全管理等を効率的に行うため、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備します。

イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

(ア) 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	タイプ別	主 伐	間 伐	計
水 土 保 全 林	国 土 保 全 タイプ	—	(12) 1,203	1,203
	水 源 かん 養 タイプ	—	(486) 37,930	37,930
森 林 と 人 と の 共 生 林	自 然 維 持 タイプ	—	—	—
	森 林 空 間 利 用 タイプ	—	(1) 104	104
資 源 の 循 環 利 用 林		—	—	—
計		—	(499) 39,237	[1,000] 39,237

注：1 ( ) は、間伐面積。

2 [ ] は、搬出等に伴う支障木、松くい虫の被害木等の伐採箇所があらかじめ特定できない臨時的な伐採量で外書。

(イ) 更新総量

該当ありません

(ウ) 保育総量

該当ありません

(エ) 林道開設及び改良総量

該当ありません

ウ 事業実行上の留意事項

主要事業の実施に当たっては、労働災害がなく健康で明るく働けるよう労働安全衛生の確保に努めます。

また、計画的な事業の発注、林業技術の普及、他産業と均衡のとれた労働条件の維持向上等に配慮し、林業事業体の育成・強化を図ります。

なお、事業実行に当たっては、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全に十分配慮します。

(5) その他必要な事項

治山事業は、「森林整備保全事業計画」に基づき、民有林治山事業との有機的な連携の下に、自然環境の保全に配慮した計画的な実施に努めます。

また、大規模な山地災害発生時には、専門技術を有した職員の現地への派遣に加え、国有林

防災ボランティアの協力も得つつ、迅速な災害対策、二次災害防止対策を講じます。

本計画では、災害に強い安全な国土づくり、「緑のダム」として水源かん養機能強化、安全で良好な生活環境の保全・形成に対処するため、保全施設及び保安林の整備を計画します。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

国有林野の森林の保全管理のため、森林巡視、山火事の防止、森林病虫害や鳥獣被害の把握、廃棄物の不法投棄への対応、保安林の適切な管理等に努めます。

特に自然環境の保全に留意が必要な箇所については、啓発のための標識を設置する等によりその周知に努めます。

また、森林の保全管理に当たっては、地元住民、地方自治体、ボランティア等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄の防止意識の啓発等に努めます。

#### ア 林野火災防止等の森林保全巡視

本計画区には、氷ノ山後山那岐山国定公園等の自然公園及びレクリエーションの森の風景林があり、観光及びレクリエーションのための入林者が多く見られます。特に、春季と秋季の乾燥期には利用者の増加と相まって山火事発生の危険性が增大します。また、近年廃棄物の不法投棄が増加しています。

このため、地元市町村、消防団及び地元住民等との連携を密にして、山火事防止、廃棄物の不法投棄防止の宣伝・啓発活動を行い、国民共通の財産であるとともに地域の人達の生活空間としての役割を持つ国有林野の森林保全巡視を強化し、山火事防止、廃棄物の不法投棄防止、貴重な動植物の保護等森林の保全管理に努めます。

#### イ 境界の保全管理

国有林野を管理経営していく上で重要な境界標識類の巡検及び境界の巡視等を行い、境界標類及び境界線が不明とならないように努めるとともに、必要に応じ境界見出標等を設置するなど境界の保全を図ります。

#### ウ 入林者マナーの啓発・普及

近年、国有林への入林者は、登山、トレッキングや森林との積極的なふれあいを志向して年々増加傾向にあります。これに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が大きな問題となっており、地元自治体、観光協会、登山愛好者等のボランティアグループとの連携を図りつつ、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努め、ゴミの持ち帰りを通じて、自然を守ろうとする意識の醸成を図ります。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病虫害による森林被害については、周辺民有林と連携を密にして、被害の未然防止、早期発見及び早期防除に努めます。松くい虫については、近年、その被害量は横ばい状況ではあるものの、依然として被害が発生していることから被害木の伐倒駆除等防除対策を重点的に実

施するとともに、被害抑制のための健全な松林の整備を行います。

また、被害状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性マツ又は他の樹種への計画的な転換を進めます。

さらに、近年、カシノナガキクイムシの被害が拡大しており、被害木の伐倒駆除等の対策に取り組みます。

なお、実施に当たっては、自然環境の保全に十分留意するとともに地元自治体、地元住民等との連携を図り、関係者が一体となった被害のまん延防止対策の実施に努めます。

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

#### ア 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定します。

本計画区には、氷ノ山・三の丸ブナ植物群落保護林等を設定しており、モニタリング調査を通じた適切な保護管理に努めるとともに、大学や研究機関へ学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努めます。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止、回復のための措置が必要な箇所については、地域の関係者等と利用ルールの確立等について協議し適切に対処します。立ち入り可能な区域においては、学習の場等として多くの国民が利用できるよう歩道の整備に努めるほか、森林生態系に関する知識の普及啓発に努めます。

さらに、それぞれの保護林の状況を踏まえ、国民の意見を反映した保護林のあり方やその保護管理についてNPO等の協力を得ながら幅広く検討し適切な取組を進めるとともに、環境行政との緊密な連携に努めます。

#### 保護林の一覧

(単位：ha)

種 類	名 称	面 積
植 物 群 落 保 護 林	四ヶノ仙奥山高地湿原等 氷ノ山・三の丸ブナ 木地屋敷ブナ	253
総 数	3 箇 所	253

本計画区においては、木地屋敷ブナ植物群落保護林を約4ha拡充しました。

#### イ 生物多様性の確保に配慮した森林の保全

国民の森林に対する期待は、国土保全、水源かん養、林産物の供給などの各機能はもとより、近年においては、生物の多様性に関する条約など、重要な生態系としての森林という認識が高まりつつあります。これらの状況も踏まえ、国有林の身近な池沼、沢敷、湧出地、草生地、懸崖地などを取り巻く森林においても、多様な生物の生息が可能となる区域と位置づけ、その保全に努めます。

#### ウ 緑の回廊

個々の保護林等を連結して、野生動植物の生息・生育地の拡大と相互交流を可能とし、より効果的に森林生態系の保護・保全を図るため設定します。

円山川森林計画区の「四ヶノ仙奥山高地湿原等植物群落保護林」、「氷ノ山・三の丸ブナ植物群落保護林」や揖保川森林計画区、千代川森林計画区の保護林等を連結します。

また、野生鳥獣との共生を目指した取組が行われている民有林等も接続します。

なお、設定方針は別添資料によります。

(単位:延長 km、面積 ha)

名 称	延 長	面 積
東中国山地緑の回廊	10 [42]	1,119 [7,061]

注：[ ]の数値は民有林を含んだ回廊全体の延長及び面積。

#### (4) その他必要な事項

##### ア 巨樹・巨木の保護に関する事項

近年、巨樹・巨木について、多くの関心が高まっていることから、国民による自主的な保全活動の推進も含め、その適切な保護管理に努めます。

##### イ ニホンジカ等の被害に関する事項

近年、ニホンジカ等による造林木への被害が全国的に拡大していることから、森林被害のモニタリングを行うとともに、被害が予想される箇所については防護柵の設置等により被害の防止に努めます。また、「兵庫県シカ保護管理計画」等に基づき実施される個体数の調整に協力するとともに、今後とも、県、市町村と協議会等を通じて被害対策に取り組みます。

##### ウ 希少猛禽類等の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、生息・営巣環境及び餌動物の生息環境が大きく影響します。このため、オオタカ、クマタカ等大型猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するなどにより、生息地の把握に努めるとともに、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、森林性猛禽類との共存を目指した森林づくりを検討します。

また、地域個体群となっているツキノワグマについても、同様の取組を行っていきます。

##### エ その他

地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努めます。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

##### ア 木材の供給

木材の供給にあたっては、列状間伐、路網、高性能林業機械の3つを組み合わせた低コスト路網生産システムによる間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努めます。

また、民有林と連携して、間伐の生産性向上を図るとともに、需要者のニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を推進します。

##### イ 木材の販売

木材の販売に当たっては、民有林関係者、建築関係者、消費者ニーズの的確な把握に努め、需要動向を見極めつつ対応します。

また、「国有林材の安定供給システム販売」により、間伐材の需要、販路の拡大を図るとともに、木材の生産・加工の担い手の育成整備、民有林・国有林一体となったロットの拡大等に取り組み、地域の木材産業の振興を図ります。

#### (2) その他必要な事項

##### ア 木材の利用促進

(ア) 「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」※等に基づき、森林・林業関係者等との連携の下に、国産材のPR活動等を通じて公共施設等の木造化、内装材木質化の推進、間伐材の森林土木事業への活用及び木質バイオマス利用等、木材利用の推進に取り組みます。

また、地球温暖化防止に資する木材の建築資材等としての長期間の利用や、一度利用した木材の再利用、他の資源の代替利用等の促進を図ります。

※地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策

京都議定書目標達成計画に基づき、我が国の森林による二酸化炭素吸収を高めることを目的に、平成14年12月に農林水産省が策定(平成17年9月一部改正)した10年間の対策。森林整備・保全や木材利用の推進、森林吸収量の報告・検証体制の強化等を明記。

(イ) 「農林水産省木材利用拡大行動計画」※等に基づき、庁舎等の新改築に当たっては、木造化、内装木質化を推進するとともに、治山事業等の森林土木事業に当たっては、木材の特質を考慮しつつ緑化基礎工、法面保護工等に間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組みます。

※農林水産省木材利用拡大行動計画

環境に優しく、再生産可能な自然素材である木材の利用は、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や資源循環型社会の形成にも貢献することから、農林水産省は、治山・林道事業等における間伐材等の木材の積極的利用を推進する行動計画を平成15年8月に策定。

(ウ) 地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材需給についての情報交換を進めるなど、林業・木材産業関係者と連携し、多様な分野への木材利用が行われるよう供給体制を整備するとともに、地域住民に対する木材利用の必要性についての積極的な啓発に努めます。

#### イ 木の文化を支える森林づくり

多様な森林資源を有している国有林野の特徴を活かし、民有林からの供給が期待しにくい世界文化遺産等に指定されている歴史的木造建造物の維持・修繕のために必要な大径材や檜皮の持続的な供給に取り組みます。

#### ウ 資源循環型社会への対応

民有林行政部局、他省庁の地方機関、地元自治体やバイオマス利活用推進団体と連携しつつ、間伐材や除伐木等を含めた森林バイオマス資源を有効活用するための検討を行います。

## 4 国有林野の活用に関する事項

### (1) 国有林野の活用の推進方針

#### ア 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮しつつ、

- ① 地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資すること
- ② 事業遂行上不要となった土地の売り払いを推進すること

を基本として取り組みます。

#### イ 保健・文化・教育的な活動への利用の推進

森林とのふれあいを通じた豊かな国民生活の実現に資するため、国有林野のうち、自然環境が優れ、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適したもの及び快適な生活環境を保全・形成する上で重要な役割を果たしている「森林と人との共生林」のうち、国民の保健・文化・教育的利用に積極的に供することが適当と認められる国有林野を「レクリエーションの森」として選定し、広く国民に開かれた利用に提供します。

また、森林とのふれあいに対して多様化、高度化する国民の要請を踏まえ、幼児、青少年から高齢者までの国民の皆さんが四季折々の自然の美しさや心身の安らぎを享受するとともに、精神的な豊かさを養うことができるような場を提供していくとの観点から、「レクリエーションの森リフレッシュ対策」※により、「レクリエーションの森」を魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進します。

レクリエーションの森の活用推進に当たっては、利用の動向及び見通し、整備の実現可能性、地域関係者の意向・協力体制等を総合的に検討し、「レクリエーションの森」の設定を見直すとともに、地元自治体を核とした管理運営協議会の活用やボランティア・企業等によるサポーター制度の活用など整備・管理を支える仕組みの充実等に努めます。

本計画区には、氷ノ山後山那岐山国定公園に指定され、高齢級のブナやミズナラ等の天然広葉樹林は優れた景観であることから、以下のレクリエーションの森を主たる対象として、自然環境保全などへ配慮しつつ、保健・文化・教育的な活動への利用を促進します。

なお、活用にあたっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図ります。  
※レクリエーションの森リフレッシュ対策

「レクリエーションの森」を利用者ニーズに即した魅力あるフィールドとして提供するために、設定の見



直しを含む整備・活用のあり方等を検討し、質的向上を目指します。

#### レクリエーションの森の一覧

(単位：ha)

種 類	名 称	面 積
風 景 林	氷ノ仙、扇ノ山、仏ヶ尾、 畑ヶ平懸崖、霧ヶ滝・赤滝、 小代溪谷、三川山	546
総 数	7箇所	546

### (2) 国有林野の活用の具体的手法

本地域における主な活用の目的とその手法は以下のとおりです。

- ① 道路等の公共用地 － 売払等
- ② 国民の保健・文化・教育的利用に係る施設の整備等 － 貸付等
- ③ 国民参加の森 － 分収林契約等

### (3) その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、豊かな自然環境を守り、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を行ったうえで取組を推進します。

## 5 国民の参加による森林の整備に関する事項

### (1) 国民参加の森林に関する事項

#### ア 森林の整備・保全等への国民参加の推進

自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国有林の積極的な利用を推進します。

具体的には、ボランティア、NPO等による自主的な森林づくり活動を支援するための「ふれあいの森」の設定、地域の歴史的木造建造物や伝統文化の継承等に貢献するための「木の文化を支える森づくり」の推進、ボランティア等との連携による希少種の保護等生物多様性の保全や自然再生等の多様な取組を進めます。

#### イ 自主的な森林整備等へのフィールドの提供

近年、森林に対する関心が高まり、ボランティア活動等を通じて一般市民が森林づくりに参加する取組が増加しています。このような取組は森林整備への貢献に加え、森林や林業に対する理解の増進を図る上で重要なものです。

このため、NPO等が行う自主的な森林整備等のフィールドとして、畑ヶ平国有林において、引き続き「ふれあいの森」を設定します。

名 称	面 積	位 置 (国有林・林小班)
畑ヶ平ふれあいの森	18	畑ヶ平 435い、 436か、よ

#### ウ 里山整備の推進

平成14年11月美しい里山懇談会（座長：丸山宏名城大学農学部教授）から近畿中国森林管理局長に報告された「21世紀美しい里山づくりの提言」を踏まえ、地域住民、ボランティア、研究者、関係行政機関等と協力・連携し里山整備の推進に努めます。

### (2) 分収林に関する事項

緑資源の確保に対する国民的な要請が高まっている中で、社会貢献活動としての森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度を活用した下流住民等による水源林の造成や企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」等の設定を行い森林整備を推進します。

### (3) その他必要な事項

#### ア 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育に取り組みます。具体的には、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」の設定や学校分収造林の活用、森林管理署の主催による林業体験や森林教室等の体験活動、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進します。また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育のプログラムや教材の提供等、波及効果が期待される取組を積極的に推進するとともに、農山漁村における体験活動とも連携した取組にも努めます。

#### イ 緑づくり支援窓口の活性化

森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等、森林管理局、森林管理署に設置した森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めます。

## 6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### (1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

#### ア 林業技術の開発

技術開発目標に基づき、森林技術センターを拠点として取り組む各種技術開発及び森林管理署等に設定されている各種試験地等における技術開発を計画的に進めます。

さらに、民有林との技術交流の一環として林業普及指導員等とも連携を深めながら林業技術の向上に取り組みます。

#### イ 林業技術の普及

これまで造成してきたスギ・ヒノキ人工林を今後、多様な姿の森林へ誘導するに当たっては、低コスト路網生産システムを開発・導入することとし、国有林野事業の中で開発、改良された林業技術の普及を行います。普及に当たっては、森林管理局、森林管理署に設置した「緑づくり支援窓口」の機能の充実を図り、情報を積極的に提供するとともに国民からの問い合わせに的確に対応します。

また、施業指標林、試験地等の展示等を通じて、地域の林業関係者に列状間伐などの新たな森林施業の普及を図るとともに、民有林行政、試験研究機関等との連携を密接に取りながら、必要に応じて試験研究、技術普及のためフィールドの提供等を行います。

さらに、機能類型ごとに設定した施業モデル林を活用し、国有林が公益的機能の発揮をより重視した管理経営を行っていくことを国民にわかりやすくPRします。

### (2) 地域の振興に関する事項

地域の振興は国有林野事業の重要な使命です。このため、地元自治体等への国有林野内の森林資源に関する情報の提供、地域づくりへの積極的な参画など地元自治体等との連携の強化に努めます。また、国有林野の保健・文化・教育的利用の推進や利活用、森林の整備や林産物の販売等を通じて、地域産業の振興、住民の福祉に寄与するよう努めます。

### (3) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

[参考資料]

災害からの流域の保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とします。

視 点	主な取組目標
安全・安心	<p><b>【流域保全】</b>            豪雨災害などで被害を受けた桑ヶ仙国有林（香美町）で治山施設の設置や森林の整備を実施します。</p> <p><b>【水土保全機能の維持】</b>            水土保全機能の維持を図るため、水土保全林を主な対象地として森林整備を実施します。</p>
共生	<p><b>【ふれあい】</b>            レクリエーションの森やふれあいの森において歩道の整備・修繕等の対策を行うほか、森林整備等へのフィールドの提供を行い森林づくり活動を支援します。</p> <p><b>【貴重な森林の保全・整備】</b>            植生の劣化が見られる保護林においては、ボランティア等と連携を図りながら保全措置を実施するとともに、緑の回廊の内では林相の改良のための森林整備を実施します。</p>
循環	<p><b>【森林資源の適切な整備】</b>            森林整備を計画的に実施するとともに、効果的かつ効率的な森林整備を行うための路網の整備を実施します。</p>
地球温暖化防止	<p>育成林を対象に間伐等の森林整備を実施します。</p>

# 第4次国有林野施業実施計画書



本計画は、国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）に基づいて、「国有林の地域別の森林計画」（森林法第7条の2の規定に基づいて作成するもの）及び「地域管理経営計画」（国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて作成するもの）に即して定めるものである。

## 目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域	1
2	施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、 上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法 及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
(1)	伐採造林計画簿	1
(2)	水源かん養タイプにおける施業群別の名称及び面積等	1
(3)	水源かん養タイプにおける施業群別の上限伐採面積	2
(4)	生産群別の名称及び面積等	2
(5)	標準伐採量	2
(6)	伐採総量	3
(7)	更新総量	3
(8)	保育総量	3
3	林道の整備に関する事項	4
4	治山に関する事項	4
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	4
(1)	保護林	4
(2)	緑の回廊	5
6	レクリエーションの森の名称及び区域	6
7	その他必要な事項	7
(1)	施業指標林、試験地等	7
(2)	フィールドの提供及び文化財保全への貢献	7
(3)	国土保全タイプの区分別面積	7
(4)	文化財等の現況	8
(5)	その他	8



## 1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の具体的な配置は、別添1「国有林野施業実施計画図」のとおりとします。(地域管理経営計画の1の(1)及び(2))

## 2 施業群及び生産群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積又は標準伐採量、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

### (1) 伐採造林計画簿

地域管理経営計画に定める伐採及び更新について、箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新方法及び更新量は、別添2「伐採造林計画簿」に示すとおりとします。

(地域管理経営計画の1の(4)のイの(ア)及び(イ))

### (2) 水源かん養タイプにおける施業群別の名称及び面積等

水源かん養タイプの森林については施業群に分けて具体的な施業方法を定めています。

施業群別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(2)のアの(イ))

(単位：ha)

施業群	面積	取扱いの内容	主伐の下限林齢
天然林	423.71	現在の林分状況の維持、健全性確保、針広混交林への誘導、択伐、天然更新	※注4
長伐期	1,539.30	大径針葉樹を主体とし、広葉樹を混交した森林の造成、皆伐、新植	80年
その他	310.42	別紙「管理経営の指針」による	※注5
合計	2,273.43		

注：1 面積は林地面積です。

2 下限林齢とは、主伐ができる最低林齢です。

3 具体的には別紙「管理経営の指針」に基づいて取り扱います。

4 天然林施業群については、林分の健全性の維持を目的として、衰退木・枯損木を対象に択伐を行うこととしているため下限林齢は設定しません。

5 その他の施業群については、試験地等設置の目的に応じた取扱いを行うため、下限林齢は設定しません。

### (3) 水源かん養タイプにおける施業群別の上限伐採面積

国有林野管理経営規程第5条第2項第3号に基づいて定める、水源かん養タイプの森林における主伐の上限伐採面積は次のとおりです。計画期間の主伐面積は、施業群ごとにこの上限伐採面積を上回って計画することはできません。

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
長伐期	96

注：上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積です。

### (4) 生産群別の名称及び面積等

資源の循環利用林については、生産群に分けて具体的な施業方法を定めています。生産群別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(2)のウ)

(単位：ha)

生産群	面積	生産目標等	伐期齢
スギ・ヒノキ人工林中径材	12.47	スギ・ヒノキ一般建築材 20～28cm	契約による
合計	12.47		

注：1 面積は林地面積です。

2 生産目標等欄の数値は、生産目標とする胸高直径です。

3 本計画区の資源の循環利用林は全て分収林のため契約に基づいて行います。

### (5) 標準伐採量

国有林野管理経営規程第5条第2項第4号に基づいて定める資源の循環利用林における標準伐採量については、本計画区の資源の循環利用林の全てが契約に基づく分収林のため定めません。

## (6) 伐採総量

機能類型等別の伐採量は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(4)のイの(ア))

なお、本表は伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

(単位：材積 m<sup>3</sup>、面積 ha)

区 分		林 地					林地 以外	合 計	
		主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計			
水 土 保 全 林	国土保全タイプ		—	(11.94) 1,203	1,203	1,000	40,237	—	40,237
	水 源 か ん 養 タ イ プ	天 然 林	—	—	—				
		長 伐 期	—	37,930	37,930				
		そ の 他	—	—	—				
		小 計	—	(485.86) 37,930	37,930				
	計	—	(497.80) 39,133	39,133					
森 林 と 人 共 と 生 の 林	自然維持タイプ		—	—	—	—	—	—	—
	森林空間利用タイプ		—	104	104				
	計		—	(1.53) 104	104				
資 源 の 利 用 環 境 林	スギ・ヒノキ人工林中径材		—	—	—	—	—	—	—
	計		—	—	—				
合 計		—	(499.33) 39,237	39,237	1,000	40,237	—	40,237	
年 平 均		—	7,847	7,847	200	8,047	—	8,047	

注：「間伐」欄の( )は間伐面積です。

## (7) 更新総量

該当ありません。

## (8) 保育総量

該当ありません。

### 3 林道の整備に関する事項

該当ありません。

### 4 治山に関する事項

治山に関する事項として次のとおり計画します。(地域管理経営計画の1の(5))

(単位：保全施設 箇所数)

位置(国有林・林班)	区分	工種	計画量	備考
桑ヶ仙 447、622	保全施設	溪間工	1	
計			1	

### 5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

#### (1) 保護林

保護林の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)のア)

(単位：ha)

種類	名称	新・既	面積	位置 (国有林・林小班)	特徴等
植物群落保護林	四ヶノ仙 奥山高地 湿原等植物 群落保護林	既設	4.41	四ヶノ仙 647イ 奥山 651ち1, ち2, イ	中国地方の代表的な スギ天然林相(古千 本スギ)の保護及び 貴重な古生沼高地湿 原の保護
	氷ノ山・ 三の丸ブ ナ植物群 落保護林	既設	225.38 [384.75]	四ヶノ仙 647い, ロ 奥山 649, へ, と1, と2 650ほ1, ほ2, と 651へ1, へ2, と	日本海側における西 限付近のブナ・オオ バクロモジ群落の天 然林の保護
	木地屋屋 敷ブナ植 物群落保 護林	既設	23.67	水山 430ね, む	但馬地方における代 表的なブナを主体と する高齢級天然林の 保護。

注：[ ]は揖保川計画区を含めた面積です。

## (2) 緑の回廊

緑の回廊の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)のイ)

(単位：延長 km、面積 ha)

名称	新・既	延長	面積	位置（国有林・林小班）	特徴等
東中国山地 緑の回廊	H19.3 設定	10 [42]	1,119 [7,061]	畑ヶ平 435全～440全 桑ヶ仙 445全～447全、622全 奥山 649ほ	中国山地の東部に位置し三室山から氷ノ山、扇ノ仙へと連なり、日本海へ至る山岳地帯です。日本海側地帯における西限付近のブナ林やスギ天然林などの貴重な植物群落がみられることから保護林を設けて保護・保全を図ってきた地域であり、これらを連結したものです。  接続する民有林では、野生鳥獣（イヌワシ、ツキノワグマ）との共生を目指した森づくりが進められています。

注：[ ]の数値は民有林を含めた回廊全体の延長及び面積を表します。

## 6 レクリエーションの森の名称及び区域

レクリエーションの森の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の4の(1)のイ)

(単位：ha)

種類	名称	既設・新規	面積	位置 (国有林・林小班)	選定理由	備考
風	氷ノ仙	既設	12.47 〔291.45〕	桑ヶ仙 446る 447は,そ	中国地方第2位の高峰氷ノ山を中心とした,ブナの天然林やチシマザサの群落等の優れた景観	天然生林施業
	扇ノ山	既設	27.62 〔207.85〕	畑ヶ平 436わ 437わ,か 438る 440わ	高齢のブナ林を主体とした天然林からは日本海が見下ろせる優れた景観	天然生林施業
	仏ヶ尾	既設	86.51	畑ヶ平 442ほ 443は1,は2, ち～ぬ 444り	高齢級のブナ,ミズナラ等の天然広葉樹林は優れた景観	天然生林施業
景	畑ヶ平懸崖	既設	50.33	畑ヶ平 439る 440る 441い,ろ,ち, り1,り2 442い,ろ,に1, に2 443い,ろ	畑ヶ平台地において深い亀裂を呈した断崖と溪谷からなったブナを主体とした天然林は優れた景観	天然生林施業
	霧ヶ滝・赤滝	既設	32.92	畑ヶ平 435い 437よ1,よ2 438わ1,わ2	落差60mの霧ヶ滝や赤滝の背景には高齢級のブナ,ミズナラ等の天然林は溪谷と一体となった優れた景観	天然生林施業
436か,よ				育成複層林施業		
林	小代溪谷	既設	61.40	桑ヶ仙 445い,ら,む,お 622ろ,と	魚止めの滝などの溪谷と一体となった優れた景観	天然生林施業
	三川山	既設	275.07	三川山奥 428い1～は, ぬ1,ぬ2 429い1～ろ, に1,に2	三川山大権現社の借景林	天然生林施業

注：〔 〕は千代川計画区を含めた面積です。

## 7 その他必要な事項

### (1) 試験地、施業指標林等

試験地、施業指標林等として設定している箇所は次のとおりです。

(単位：ha)

種類	名称	設定年	面積	位置 (国有林・林小班)	備考
次代検定林	遺伝試験林	S60	1.20	奥山 649つ1	西山大44 スギ
		H6	1.06	奥山 650よ	スギ検定林51～52 集団スギ 53 (小班面積1.66ha)

### (2) フィールドの提供及び文化財保全への貢献

前計画までにフィールドの提供や文化財保全への貢献を目的として設定している対象地は次のとおりです。

(単位：ha)

対象地 (国有林・林小班)	設定の目的	備考
畑ヶ平 435い、436か、よ	畑ヶ平ふれあいの森	設定面積 18.40ha

### (3) 国土保全タイプの区分別面積

国土保全タイプの目的別面積は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(2)のアの(ア))

(単位：ha)

区分	土砂流出 崩壊防備	気象 防備	生活環境 保全	その他の 国土保全林	合計
面積	259.38	—	—	886.85	1,146.23

注：具体的には別紙「管理経営の指針」に基づいて取り扱います。

#### (4) 文化財等の現況

(単位：ha)

区分	指定機関	名称	面積	位置 (国有林) (林小班)	管理団体	備考 (所在)
天然記念物	兵庫県	古生沼の高地湿原植物群落	0.10	四ケノ仙 647イ (0.02) 奥山 651イ (0.08)	養父市	養父市
天然記念物	兵庫県	古千本・千本杉の奥山湿生植物群落	4.31	奥山 651ち1 (3.91) ち2 (0.40)	国	養父市
		史跡名勝天然記念物 計	4.41			

注：1 香美町（旧香住町のみ）及び養父市（旧関宮町のみ）に所在する国有林（四ケノ仙、三川山奥）には国指定特別天然記念物「コウノトリ」の区域指定がありますが、現在のところ生息は確認されていません。

2 兵庫県全域は国指定特別天然記念物「オオサンショウウオ」が『主に生息する地域』とされています。

#### (5) その他

ア レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法は次のとおりです。

(単位：ha)

位置 (国有林・林小班)	面積	施業方法
畑ヶ平 (442イ、443イ)	0.35	林地以外



イ オフロード規制区域

(ア) 自然公園法第17条第3項第10号に基づき車馬の使用等を制限する区域。

(単位：ha)

国有林	林班	小班	面積	国有林	林班	小班	面積
四ヶノ仙	647	い	9.78	奥山	651	い1	3.46
		イ	0.02			に	13.26
		ロ	0.01			ほ1	7.33
		小計	9.81			へ1	25.42
奥山	649	へ	46.40			へ2	2.76
		と1	19.73			と	15.95
		と2	6.41			ち1	3.91
		小計	72.54			ち2	0.40
	650	い3	3.26			れ	2.08
		は2	2.55			つ	4.39
		に	5.85			ね	0.81
		ほ1	45.12			イ	0.08
		ほ2	2.10			小計	79.85
		へ1	13.04			計	[445.19]
		と	51.70				285.82
		小計	123.62				

注：[ ]は揖保川計画区のを含めた面積である。

(イ) 規制する車種

オフロード車(4WD)、オフロードバイク(モトクロス)及びスノーモービル。